

ボランティア・市民活動センターより

問合せ ☎042-387-0011

小金井青年会議所と協働でフードドライブ支援を実施

令和3年6月14日(月)～7月16日(金)の間、小金井青年会議所に協力する形で「小金井フードドライブ支援」として食糧支援を行いました。フードドライブとは、家庭などで余っている食料品を集めて、食事に困っている団体や個人に寄付をする食糧支援活動を言います。

今回は昨年同様、生活に困窮している学生(大学生、大学院生、専門学校生)へ食糧支援を行うことを目的としました。行政団体・個人問わず、食品の寄付をいただきました。

食品を支援いただいた方からは「ぜひ学生の方に渡してください」などの声をいただきました。多くの方が不安を抱えている今、何かできることをしたい、という皆様の温かい想いが、この出会いの活動につながりました。

ご協力いただきました市民の皆様、関係諸団体の皆様、誠にありがとうございました。



療法的音楽ボランティア養成講座 開催

音楽療法を学び、音楽ボランティア活動をはじめませんか?高齢者、障がい児・者を対象とした音楽療法のお話をオンライン(ZOOM)で実施します。

講師:藤本禮子氏(日本音楽療法学会認定音楽療法士)
と き:①10月5日 ②10月12日 ③10月19日 ④10月26日

※いずれも火曜日、14:00～16:00

ところ:オンライン(ZOOM)

対象:小金井市に在住、在勤、在学の方

定員:30名(申込順)

申込:9月1日より電話、メールまたは直接小金井ボランティア・市民活動センターへ

その他:詳細は9月1日号の市報に掲載予定です。

夏!おたよりボランティア

新型コロナウイルス感染拡大のため、例年実施している「夏のボランティア体験(通称:夏ボラ)」は中止とさせていただきます。その代わりとしまして、市内のひとりぐらし高齢者の方々に少しでも和らいでいただく事を目的に、「夏!おたよりボランティア」と銘打ち、ボランティアを希望した小学1年生以上の方に高齢者の方々に元気づけ、喜んでいただけるようなハガキを書いていただいています。



8月後半に残暑見舞いとして、お送りする予定です。

= ちょこっと♡募金箱 =

市内のお店等に設置していただいている長方形の木の貯金箱です。昨年も多くの方々にご協力いただき、地域福祉のために活用することが出来ました。ありがとうございました。

“ちょこっと”が増えれば何かが出来る!募金箱を設置いただけるお店募集中!ご協力をよろしくお願いいたします。イベントなどでの設置のご協力も募集中しております。

募金箱設置店・設置者(敬称略)

★山本電業社 ★花好 ★グリーンベル薬局 ★アトム薬局 ★徳武蔵野自動車交通 ★南小金井交通 ★佐藤商店 ★フォトリパース ★ミニストップ 小金井東町店 ★昭和信用金庫東小金井支店 ★セブンイレブン東小金井南口店 ★宝華 ★東京ガスライフパル西むさし ★茶話あじさい (☆社協事務所 ☆ボランティアセンター)

設置店の皆さま、募金箱の設置にご協力いただき、本当にありがとうございます。

高齢者いきいき活動講座

市内在住、おおむね60歳以上の方を対象にした講座です。ふるってご参加ください。

「清水先生の音楽で元気になる講座」

※歌唱はありません。

日時:9月1日、15日、29日
水曜日10:00～12:00(全3回)

会場:社会福祉協議会2階

講師:清水 智子さん(ピアニスト歌手)

定員:14名(多数抽選)

申込:8月10日(必着)まで



「デッサンから始める楽しい水彩・顔彩入門」

日時:9月30日、10月7日、14日、21日、11月4日、11日
木曜日10:00～12:00(全6回)

会場:社会福祉協議会2階

講師:山口健児さん(画家)

定員:14名(多数抽選)

申込:8月25日(必着)まで



《申込方法》共通 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号、参加したい講座名を明記し、社会福祉協議会「※各講座名」係まで(〒184-0004小金井市本町5-36-17)

権利擁護センター ふくしネットこがねい

小金井市権利擁護センターは、認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者に対し、市役所等の手続きのお手伝いや日常的なお金の出し入れなどをお手伝いする「地域福祉権利擁護事業」と認知症等で判断力に不安のある方に対し、後見人をつける「成年後見制度」の推進機関として、利用支援を行うセンターです。小金井市権利擁護センターでは、下記のような様々な事業を行っています。

相談事業(無料)

センターでは、5つの相談を行っています。

- 1 総合相談
- 2 福祉サービス利用に際しての相談
- 3 判断力に不安のある方等への権利擁護相談
- 4 成年後見制度の利用相談
- 5 福祉サービスに対する苦情相談

成年後見制度

成年後見制度の相談の他、制度を推進するための下記の事業を行っています。

- 1 成年後見制度普及のための講演会
- 2 専門家による相談会
- 3 親族後見人や専門職後見人等との連絡会
- 4 センター運営に助言をいただくため運営等審査会の開催
- 5 市民後見人の養成と活用
- 6 成年後見制度に関係する市内団体との連絡会の開催
- 7 法人後見人や後見監督人の受任 など

問合せ 権利擁護センター ☎042-386-0121

～軽度の認知症等の方の福祉サービス利用等を支援する～

小金井市権利擁護センター「生活支援員養成講座」参加者募集

福祉サービス利用の手続きだけでなく、日常の金銭出し入れなどをサポートする登録制の職員です。支援にあたっては報酬がです。

申込受付 8月2日(月)から
申込先 TEL:042-386-0121



回	日	時間	講義内容(予定)
1	9/3	10:00～12:00	①地域福祉権利擁護事業とは ②権利擁護の意義 ～成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を通して～
2	9/6	10:00～12:00 13:30～15:30	認知症高齢者の理解と対応 対人援助の方法
4	9/7	10:00～12:00	精神障害者の理解と対応
5	9/8	10:00～12:00 13:30～15:30	知的障害者の理解と対応 生活保護制度の理解
7	9/9	10:00～12:00	①生活支援員の役割と具体的業務 ②生活支援員の具体的な活動 ③小金井市権利擁護センターにおける生活支援員の支援内容

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ 特例貸付を実施

申込にあたって 必ず事前にお電話でご相談ください ・原則、郵送による申請となります
・新型コロナウイルス罹患された方や濃厚接触の可能性のある方は、ご相談の際お伝えください

申込・問合せ 地域福祉係 ☎042-386-0294 ※受付締切 8月末(予定)

【緊急小口資金】(特例貸付)

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
■貸付上限額 20万円以内 ■据置期間 1年以内
■償還期限 2年以内 ■貸付利率 無利率
■連帯保証人 不要

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

※今回の特例措置では新たに、償還(返済)時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとなっています。

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生等のお子さんをお持ちの一定所得以下の世帯に学習塾等受講料、高校・大学等受験料の貸付を行っています。

今年度の申請受付は 令和4年2月3日(木)まで

東京都では、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を目的に、受験生チャレンジ支援貸付事業を行っています。

【総合支援資金】(特例貸付)

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
■貸付上限額 ・(二人以上)月20万円以内
・(単身)月15万円以内 貸付期間:原則3ヶ月以内
■据置期間 1年以内 ■償還期限 10年以内
■貸付利率 無利率 ■連帯保証人 不要

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

学習塾等受講料貸付金	高校受験料貸付金	大学受験料等貸付金
中学3年生・高校3年生等 200,000円以内	27,400円(上限) 1枚あたり (23,000円・4回まで)	80,000円(上限) (回数や1回あたりの 上限の定めなし)

※貸付対象となる学校へ入学した場合等、申請により返済が免除されます。

問合せ 地域福祉係 ☎042-386-0294